

公共工事における公契約法の制定に関する意見書

上記の議案を提出する。

平成18年 6 月22日

提出者

17番 松本清治

9番 本間まさよ

12番 田中節男

14番 三宅英子

21番 石井一徳

22番 金子武

23番 山下倫一

武蔵野市議会議長 山下倫一 殿

公共工事における公契約法の制定に関する意見書

近年の受注競争激化と公共工事の減少が、ダンピングによる受注や低価格入札に拍車をかけ、さらに施工単価や労務費の引き下げも進み、現場で働く労働者の生活を一層不安定なものにしています。これに業界の再編・淘汰も加わり、産業の健全な将来が危ぶまれる事態が進行しています。

こうした中、多くの地方議会では、国における公契約法の制定に向けた意見書が相次いで採択されています。さらに1949年にILO(国際労働機関)で公契約における労働条項に関する条約が決議され、既に58カ国で批准されているものの、現在に至るまで批准されていません。

建設業を健全に発展させ、建設工事における安全や品質を確保するとともに、建設業における雇用就労の安定や技能労働者の育成を図るためには公共工事の新たなルールが必要であると考えており、それには自治体による条例化はもとより、国においての法制化が行われるべきと考えます。

よって、武蔵野市議会は貴職に対し、下記事項について要望いたします。

記

1. ILOで決議され、既に58カ国で批准されている、公契約における労働条項に関する条約の批准の前提ともなる国内法の整備に向けて、公共工事を初めとした公共事業において、労働者の適正な賃金・労働条件を確保するための公契約法の制定を検討すること。
2. 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律における参議院の付帯決議事項である「建設労働者の賃金、労働条件の確保が適切に行われるよう努めること」を実効ある施策として行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年 6 月22日

武蔵野市議会議長 山下 倫 一

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
国土交通大臣
厚生労働大臣

あて